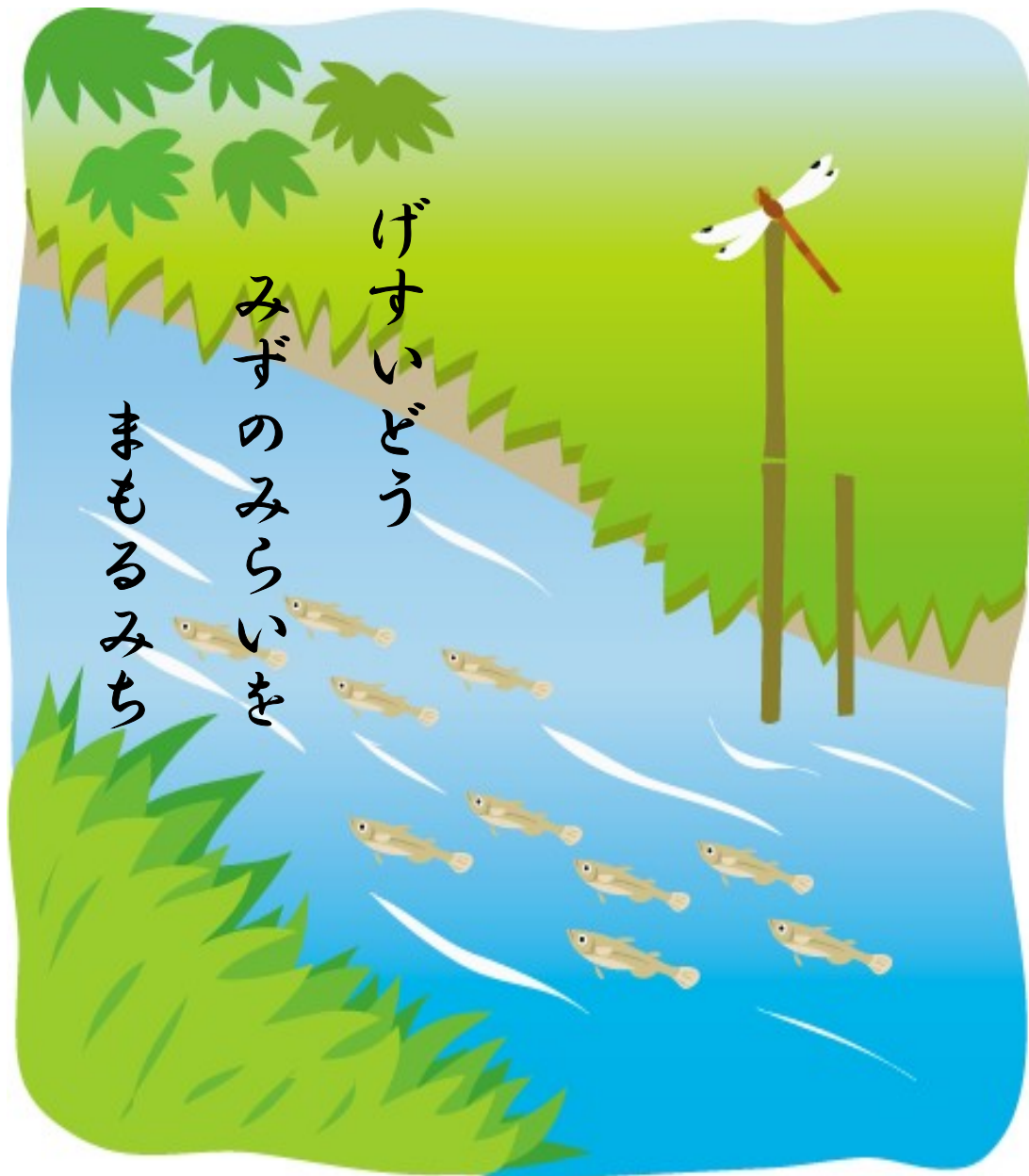


みんなで作ろう下水道

令和6年度版



藤井寺市 都市整備部 下水道課

も く じ

はじめに

《排水設備》

公共下水道と排水設備	1
あなたの義務です排水設備	2
工事は市の指定工事店で	2
工事の申込み～完了	2
下水道を正しく使いましょう	3
下水道使用料が必要です	3
助成制度をご利用ください	4

《受益者負担金制度》

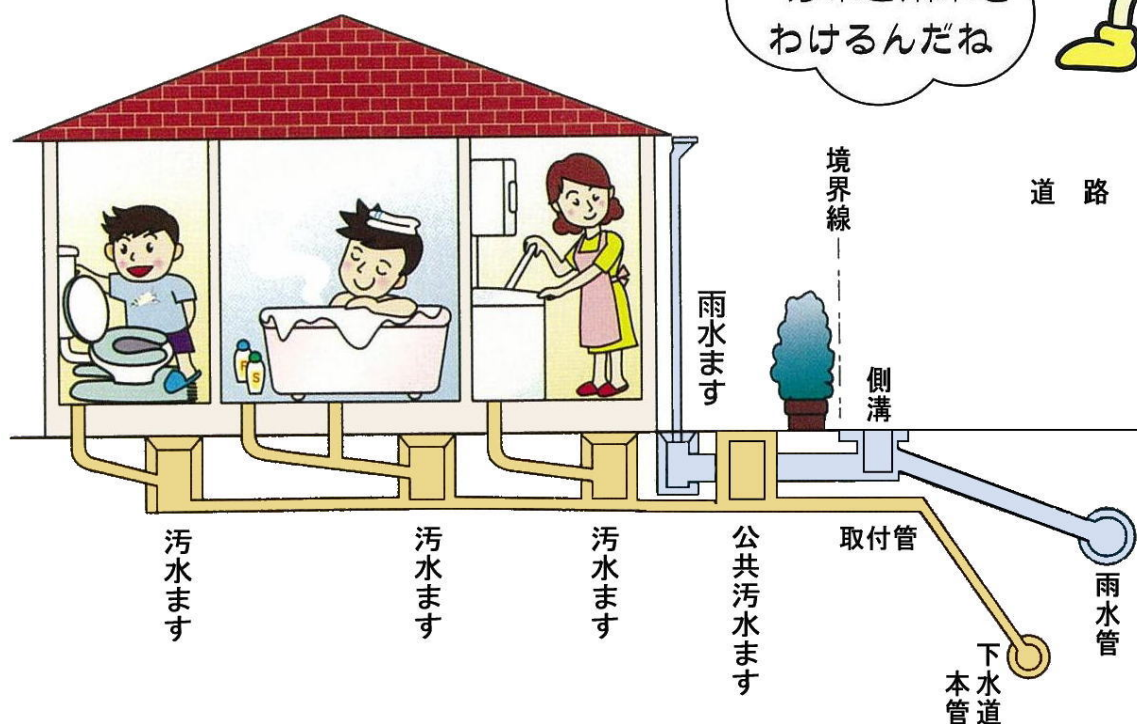
受益者負担金とは	5
負担金を納めていただく「受益者」とは	5
受益者申告について	6
1㎡あたりの負担金は460円	6
受益者申告書の提出について	7（重要）
受益者申告書の記入方法について	8（重要）
負担金の納付方法	9
負担金の徴収猶予と減免	10
受益者がかわったとき	10（重要）
受益者負担金の申告から納付まで	10
水洗化工事・受益者負担金についてよくある質問	11
水洗便所改造補助金について	13

《巻末》 （重要）

藤井寺市排水設備指定工事店 一覧表

公共下水道と排水設備

下水道は2つの施設から出来ています
(分流式の場合)



	排水設備	公共下水道
建設	個人(建物所有者等)が宅地の排水管の設置や、水洗便所への改造を <u>私費で行う。</u>	市が公共汚水ます、取付管、下水道本管の設置を <u>公費で行う。</u>
管理	<u>個人が管理する。</u> 手に負えない故障は、工事をした排水設備指定工事店に連絡して、修理してください。 <u>費用は個人負担になります。</u>	<u>市が管理する。</u> 公共下水道の施設の破損、つまりなどの故障は、下水道課まで連絡してください。 (ただし、公共汚水ますの日常的管理は個人でも行ってください)

あなたの義務です排水設備

公共下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理することができる区域を「処理区域」といい、市はその区域を公示し、公共下水道の供用開始を行います。

処理区域内の建物所有者には、次のことが義務づけられます。

●3年以内に水洗化に

くみ取り便所は供用開始の日から3年以内に水洗便所へ改造しなければなりません。

●浄化槽を廃止し下水道へ接続

し尿浄化槽及び合併浄化槽付便所についても、供用開始の日から遅滞なく公共下水道に接続しなければなりません。

●風呂、台所などの排水も下水道へ

風呂、台所、洗濯などの排水も供用開始の日から遅滞なく公共下水道へ接続しなければなりません。

●新築の家は水洗便所が条件

建物の新築などをする場合、建築基準法により「水洗便所」でないと許可されませんのでご注意ください。

工事は市の指定工事店で

みなさんが行う排水設備の設置や水洗便所への改造工事は、藤井寺市が指定している排水設備指定工事店でないとできません。

指定工事店は、法律や条例にあった設備を作るための必要な技術を習得しており、市に対する必要書類の作成提出等の手続きをみなさんに代わって行います。

※指定工事店以外の者が行う工事は違反です。

工事の申込み～完了

●工事はみなさんが指定工事店に直接申込みます。

1. 指定工事店が、現地調査、設計、見積りをしますので、十分に比較検討し、業者を決めて契約してください。その際、単純に「安い見積りの業者にしよう」と思って、工事内容を見たところ、現在使用されている既設管を利用したりする場合などもありますので、そのあたりも含めて検討してください。
2. 利害関係者（地主・家主など）がある場合は、工事を行う前によく話し合って承諾を得てください。※特に共同の排水管を使う場合。
3. 必要書類の作成や提出は指定工事店が代行しますが、みなさんは、書類の内容をよく確認したうえで署名や押印してください。

●計画確認申請書を市に提出します。 ※指定工事店が代行します。

指定工事店から提出された書類の内容が施工基準に適していれば、確認書を交付します。その後、工事に着工してもらいます。

●工事のあらまし（一般的な場合の例）

1. 工事を行う日を指定工事店と決めてください。
2. 工事は屋外の配管等から始め、最後に室内の工事を行います。
3. 便所、台所、風呂などの排水を集め、公共ますへ接続します。
4. 便槽はきれいにくみ取り、清掃、消毒し、底に穴を開け、その後土砂で埋めます。
5. 便器と給水タンクをすえ付け、給水管の配管を行います。
6. 便所床面を仕上げます。
7. 工事に要する日数は、一般住宅では2～3日です。
そのうち便所が使用できないのは半日程度です。



●工事が終了すると、工事完了届を市に提出します。 ※指定工事店が代行します。

工事が終了しますと、完了届を市に提出していただきます。手続き等は指定工事店が代行しますが、書類の提出前に内容を確認したうえで、署名や押印してください。

●市が工事完了届により完了検査を行います。

完了検査は、施主と指定工事店と市役所の三者で行い、施工図面どおりに工事が行われているかを調べるものです。検査に合格すれば、“検査済証”を玄関などの見やすい所に職員が貼り、終了です。

下水道を正しく使いましょう

●排水管等が詰まる原因となりますので次の点には十分に注意し、正しくご利用ください。

1. 紙はトイレットペーパーを使用してください。水に溶けにくいもの（ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、避妊具、ビニール類等）は流さないでください。また、台所から野菜くず、天ぷら油、残飯等は流さないでください。
2. 揮発性の高いガソリン、シンナー、灯油、アルコール類を流しますと下水道管の中で爆発する恐れがあり、下水処理場の機能低下にもなりますので流さないでください。

●便器が詰まって流れない時

たいていの詰まりは市販の「ラバーカップ」で直りますので、備えておくとう便利です。直らない時は工事を行った指定工事店に連絡してください。

下水道使用料が必要です

公共下水道が使えるようになりますと、汚水の排水量に応じて下水道使用料をいただくことになります。

助成制度をご利用下さい

水洗便所改造工事をされる方に対し、工事費のご負担を少しでも軽くするために助成制度を設けています。

【水洗便所改造補助金】

詳しくは13ページをご覧ください。

【融資あっせん】

水洗便所改造工事に要した費用について、金融機関からの融資を希望される方に対し、工事一件につき、500,000円を上限として下記の取扱金融機関にあっせんします（アパートや寮等で便所が2個以上ある場合は、別途上限あり）

- ・ 利率：1.775%（令和6年度）
- ・ 償還方法：融資を受けた月の翌月から36回／元利均等月賦償還（繰上償還も可能）
- ・ 延滞金：年14.6%
- ・ 取扱金融機関名：
三井住友銀行藤井寺支店 ／ 大阪南農業協同組合 藤井寺支店・道明寺支店

●助成を受ける資格

【改造補助金】

- ① 公共下水道を使用できるようになった日から下記期間内に
水洗化工事を完了し、市の検査に合格すること。**令和6年供用開始の場合**
→くみ取り便所からの改造については 3年以内（令和9年8月14日まで）
→浄化槽式便所からの改造については 1年以内（令和7年8月14日まで）
- ② 下水道受益者負担金及び市税を完納していること。

【融資あっせん】

- ③ 上記改造補助金の①～②の資格を備えていること。
- ④ 借入金の償還能力を備え、かつ、その償還について確実な連帯保証人（本市内に居住し、独立の生計を営む者）を有していること。

【注意事項】

1. 融資あっせんには、申請者及び市内在住で連帯保証人となる方の双方が市役所に来庁の上、申請して頂く必要があります。また、市の融資あっせん決定後、申請者と連帯保証人が、一緒に金融機関にて契約を結んで頂くことになります。
2. 融資あっせん制度は個人のみが対象となり、法人は対象外となります。
（法人は申請者になることも連帯保証人になることもできません）
3. 融資あっせんに際しては、本人及び連帯保証人の本人確認書類（運転免許証等）、印鑑証明書、最新の所得証明書類（源泉徴収票等）、最新の市税完納証明書、実印、工事費用請求書等が必要です。詳細については、ご来庁前に必ずお問い合わせ下さい。

受益者負担金とは

下水道が整備されますと、その区域の土地は生活環境や公衆衛生の向上とあいまって利用効果も高められ、土地を所有されている方や利用者の方に利益をもたらします。

下水道は、道路や公園などのように不特定多数の方々が利用できる施設とは異なり、その恩恵を受けるのは下水道が整備された特定の区域の方々に限られることから、下水道整備にかかる費用をすべて税金などでまかなうことは、下水道を利用できない方々にまで負担していただくことになります。

このことから、負担の公平を図るため、下水道の整備により利益を受ける区域内の土地の所有者あるいは権利者の方から、都市計画法第75条に基づき下水道事業費の一部を負担していただくのが「受益者負担金制度」です。

受益者負担金は、その土地に対して一度限り負担をしていただくものです。公共下水道は、私たちに豊かで快適な暮らしをもたらすためになくてはならないものですので、下水道整備の意義や、受益者負担金制度をご理解いただきますようお願いいたします。

負担金を納めていただく「受益者」とは

受益者負担金は、地目や土地の利用形態に関係なく、対象区域として公告されたすべての土地が対象となり、その土地の受益者に納付していただくことになります。

受益者とは、原則として対象区域内の土地の所有者をいいます。

ただし、その土地に地上権、質権や使用貸借もしくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された権利を除く。）をお持ちの権利者がいる場合は、その方が受益者となります。

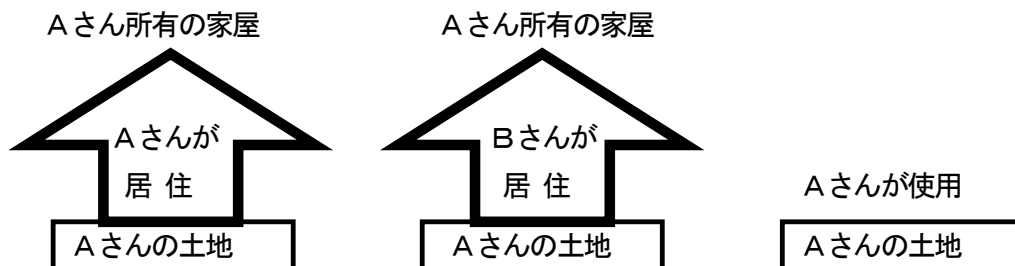
また、「自分の土地は公共下水道に接続しないので、公共污水ますは設置していない。だから、私は受益者には当たらないので、受益者負担金を納付する義務はない」と考えられる土地所有者の方がおられますが、公共下水道に接続していない場合や、公共污水ますを設置していない場合でも、所有されている土地が公共下水道の供用開始区域（公共下水道に接続可能な地区）になった場合は受益者にあたるため、受益者負担金の納付義務が生じます。

※根拠法令 都市計画法第75条

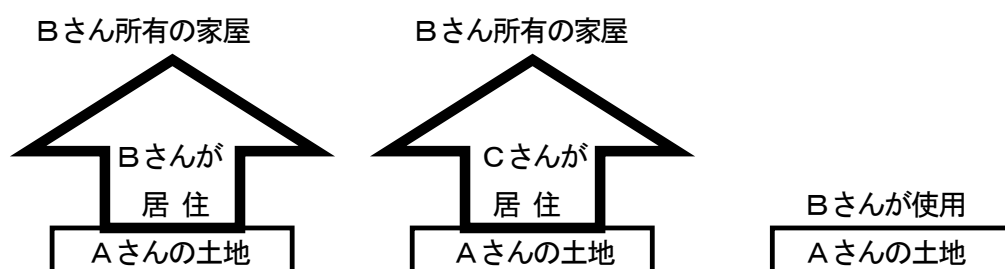
※根拠条例 藤井寺市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第2条

一般的に、受益者は次のようになります。

例１ この場合の受益者は、Aさんです。



例２ この場合の受益者は、Bさんです。



受益者申告について

土地の受益者を確認するため、この資料と同じ封筒に、市から土地所有者へ「下水道事業受益者申告書」を同封していますので、内容を確認していただき、土地所有者等に変更がある場合は、5月末日までに下水道課まで持参か郵送で提出してください。
※申告書の提出がない場合、土地所有者に受益者負担金がかかります。

1㎡あたりの負担金は460円

受益者のみなさまに負担していただく金額は、次の計算式で求めた額となります。

〈計算方法〉

460円（1㎡あたりの負担金）× 受益地面積＝負担金額【10円未満は切り捨て】

《一例》

あなたが100㎡（約30坪）の土地を所有されている場合

460円（1㎡あたりの負担金）× 100㎡（受益地面積）＝46,000円

受益者負担金は所有している土地の面積に応じてかかります。

受益者申告書の提出について

1. 手続について

- (1) 令和6年8月15日から公共下水道が供用開始となる方は、公共下水道の受益者となりますので、下水道事業受益者負担金（以下「負担金」）の納付が必要となります。
- (2) 納付は、一括納付の場合は令和6年度で終了、分割納付の場合は令和6年度・令和7年度・令和8年度の年2回（7月と12月）の3年間、合計6回の納付となります。
- (3) 手続の流れ
 - ①今回送付させていただいた下水道事業受益者申告書（以下「申告書」といいます。）の内容を確認し、変更がある場合は令和6年5月31日までに市へ持参するか郵送で提出して下さい。変更がない場合は提出不要です。
 - ②土地が共有の場合、市は所有者と思われる方に申告書を送付していますので、代表者を当事者間で協議の上で決定し、申告書を提出して下さい。
※申告書の提出がない場合、市から送付した方を受益者と認定します。

2. 減免・徴収猶予について

- (1) 土地の現況が「公衆用水路」「公衆用道路」「公共性のある水路」「社会福祉施設用地」「境内地」「送電用鉄塔敷地」「陵墓地」「消防倉庫」「8㎡未満の僅少な土地」等の方には「下水道事業受益者負担金減免申請書」を同封していますので、必ず受益者の方が記入・押印の上、申告書とあわせて上記提出期限までに提出して下さい。
- (2) 土地の現況が生産緑地に指定されている農地であることを、市が送付段階で把握した方には「下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書」を同封していますので、必ず受益者の方が記入・押印の上、申告書とあわせて上記提出期限までに提出して下さい。なお、徴収猶予の場合、猶予解除の際に負担金は一括納付となります。
- (3) 土地の現況が生産緑地に指定されていないが、畑や田といった農地の場合も状況によっては徴収猶予の対象となりますので、令和6年5月31日までに市へ必ず相談してください。

※上記期限までに申請書の提出や市へご相談がない場合、減免及び徴収猶予の対象外となります。

○提出先・郵送先 （送付内容に修正がない場合は提出不要です）

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号

藤井寺市役所 都市整備部 下水道課 受益者負担金担当（市役所3階31番窓口）

電話 072-939-1111（代表）

受益者申告書の記入方法について

※市が送付した申告書の内容に相違がある場合は参考にして下さい。

1. 受益者がAさんとなる場合

パターン	土地所有者（市から送付）	建物所有者・土地使用者
パターン①	Aさん	Aさん所有の建物
パターン②	Aさん	（建物なし） Aさんが土地使用

この場合、Aさんは申告書の修正が必要なく、市へ返送する必要はありません。受益者負担金はAさんが納付することとなります。

2. 受益者がBさんとなる場合

パターン	土地所有者（市から送付）	建物所有者・土地使用者
パターン③	Aさん	Bさん所有の建物（借地上）
パターン④	Aさん	（建物なし） Bさんが土地使用（借地上）

この場合、Aさんは土地所有者の欄を記入し、土地を貸しているBさんに申告書を市へ提出してもらう必要があります。受益者負担金はBさんが納付することとなります。

①土地所有者（Aさん）

現時点では、市から土地所有者のAさんに申告書を送付させていただいていますので、申告書の右上「土地所有者」の項目を記入・押印後、土地を貸しているBさん（受益者）に申告書を渡していただき、Bさんに記入・押印及び市への提出を依頼して下さい。

②建物所有者・土地使用者（Bさん）

申告書が土地所有者のAさんから渡されたら、申告書下段の「所有者以外の受益者（借主など）」の項目を記入・押印し、令和6年5月31日までに藤井寺市役所3階の都市整備部下水道課まで持参していただくか、郵送して下さい。

なお、「権利の種類」は土地の権利ですので、例えば、BさんがAさんに賃料を払って土地を借り、Bさんが借地上に建物を建てている場合、土地はAさんから借りているので、「4. 賃貸借権」にマルを付けて下さい。

負担金の納付方法

令和6年度賦課の場合

負担金を納めていただく方法は、一括納付と3年の分割納付があります。

6月下旬に、一括払いと分割払いが選択できる納付書をお送りしますので、どちらかを選択し、金融機関の窓口にて、現金で納付してください。

ATMやインターネットバンキングを利用した振込、自動引き落としは利用できません。

なお、納付書に記載の金融機関以外では納付できず、郵便局の窓口やコンビニエンスストアでも納付はできませんので、納付の前に必ずご確認ください。

(1) 一括納付

- ・負担金を令和6年度第1期の納期中に一括で納めていただくことができます。
- ・一括納付していただいた場合、以後、負担金の納付はありません。

(2) 分割納付

- ・負担金を3年間(年2回の計6回)に分割し、納期ごとに納めていただきます。
- ・分割納付を選択された方は、翌年度と翌々年度の6月下旬に納付書をお送りします。
- ・負担金の各納期は次のとおりです。

年度	期別	納期	納付書通知時期
令和6年度	1期	7月1日～ 7月31日	6月下旬
	2期	12月1日～ 12月25日	
令和7年度	1期	7月1日～ 7月31日	
	2期	12月1日～ 12月25日	
令和8年度	1期	7月1日～ 7月31日	
	2期	12月1日～ 12月25日	

※納付期限日（納期の最終日）が休日の場合は、翌営業日が期限になります。

※1年目の第2期以降は定額です。端数は初回納付額に加えます。

《一例》 負担金総額が46,100円の場合

令和6年度第1期 8,100円 令和6年度第2期以降の各期 7,600円

負担金の徴収猶予と減免

(1) 徴収猶予

火災・震災・盗難などで受益者が負担金を納めることが困難な場合。また、現況が農地である場合は、一定期間徴収が猶予されます。申請が必要となります。

なお、徴収猶予期間が終了した時点で、一括納付が原則となります。

(2) 減 免

公共施設、社会福祉施設、公衆用道路、宗教法人施設(寺院、神社等)などの敷地。または、受益者が、生活保護法による生活扶助を受けている場合など。申請が必要となります。

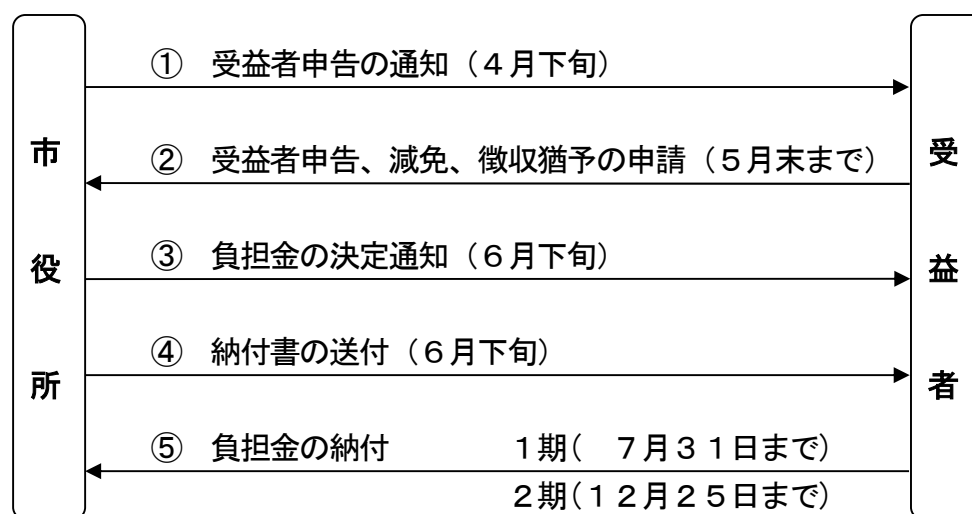
受益者が変わったとき

負担金を分割で納付中に、土地の売買などにより受益者が変更になった場合は、「下水道事業受益者申告書」という書類を書いていただく必要がありますので、すみやかに下水道課まで連絡してください。

市では、土地売買を把握できませんので、受益者負担金を完納していない状態で土地所有者が移転する場合は、受益者負担金の納付義務者(受益者)が変更になることを新しい受益者に伝え、「下水道事業受益者申告書」に双方が合意のうえで記入・押印し、市に提出してください。

なお、変更以前の納期にかかる負担金は、旧受益者の負担となります。

受益者負担金の申告から納付まで



※納付期限日が休日の場合は、翌営業日が期限になります。

水洗化工事・受益者負担金についてよくある質問

Q1 水洗化工事についてはどのように進めればよいですか。

水洗化工事については、皆様が指定工事店に直接申し込んでいただく必要があります。巻末の「藤井寺市排水設備指定工事店一覧表」の中から、指定工事店を選んで下さい。

その際、複数の指定工事店から見積をとっていただき、価格だけではなく工事内容についても十分に比較検討した上で指定工事店を選ぶことをおすすめします。

Q2 市役所からおすすめの指定工事店を紹介してほしいのですが。

市役所で特定の指定工事店を紹介することはできません。

Q3 指定工事店以外の知り合いの工事店に、水洗化工事を依頼することは可能ですか。

水洗化工事は指定工事店でなければ行えません。（藤井寺市下水道条例第7条）

Q4 水洗化工事にかかる費用はどれくらいですか。

家屋や土地の規模、既設管の状況などにより工事費用は異なります。そのため、必ず複数の指定工事店から見積をとって、比較検討してください。

Q5 水洗化工事はいつまでに行わなければならないのですか。

本市では、くみとり便所については3年以内（令和9年8月14日まで）、浄化槽については1年以内（令和7年8月14日まで）に改造工事と市の完了検査を行っていただく必要があります（下水道法第10条、下水道法第11条の3、藤井寺市下水道条例第3条）。

Q6 改造補助金の申請及び受取はどのように行えばよいのですか。

「藤井寺市水洗便所改造資金助成申請書」をご記入の上、市へ提出してください。なお、提出は工事関係の書類と併せて指定工事店が行いますので、直接市役所へ来庁いただく必要はありません。

工事の検査完了後、資格を満たしていることが確認でき次第、助成決定通知書を送付のうえ、指定の銀行等の口座へ振り込みます。

Q7 受益者負担金と下水道使用料の違いは何ですか。

受益者負担金は下水道の建設費の一部をご負担いただくもので、下水道使用料は下水道の維持管理にかかる費用をご負担いただくものです。受益者負担金はお持ちの土地面積の広さに応じて一括または3年の分割納付、下水道使用料は上水道の使用水量に応じて2ヶ月に1度検針を行い水道料金とあわせて使用料をお支払いいただきます。

Q8 受益者負担金は毎年かかってくるのですか。

毎年かかるものではありません。受益者負担金は下水道が整備されたタイミングで、その土地に対して一度限り賦課されるものです。納付方法は一括と分納があります。

最初に送付させていただく納付書は「一括用」と「分納用」が1枚となっており、分納を選ばれた場合は1年に2回（7月と12月）、3年で6回に分けての納付となります。

Q9 受益者負担金を滞納した場合はどうなりますか。

受益者負担金を期日までに納付されない場合、市は督促状を送付します（督促手数料が上乗せされます）。

また、督促状を送付しても納付がない場合、他の納付者との公平性の観点から、市は国税徴収法の例により、調査を行い、銀行口座や勤務先給与のと差押さえを行います。

Q10 受益者申告書は誰に送付されますか。

令和6年1月1日時点の土地所有者の方へ送付します。

Q11 減免または徴収猶予となる場合の申請はどのようにすればよいですか。

申請書の提出が必要です。まず、市が受益者申告書を送付する段階で、土地の現況が減免対象と思われる方には減免申請書を同封しています。

また、土地が生産緑地の指定を受けている場合や、畑や田の場合も徴収猶予の対象となりますが、申請書は同封していませんので、必要な場合は下水道課まで連絡して下さい。

Q12 受益者負担金の分納中に、土地の所有者が変わった場合はどうすればよいですか。

「受益者異動申告書」を提出いただく必要がありますので、下水道課まで連絡して下さい。届出いただいた時点以降に納期が到来する受益者負担金につきましては、新しい受益者の方に負担いただくことになります。

なお、届出をされない場合、旧土地所有者の方が受益者負担を納付する義務を負います。

水洗便所改造補助金について

供用開始の日から 1 年以内の水洗化改造工事に対して、補助金と奨励金を交付します。

①浄化槽からの改造

補助金 10,000 円 + 奨励金 40,000 円 = 50,000 円

②集中浄化槽からの改造

補助金 5,000 円 + 奨励金 20,000 円 = 25,000 円 × 工事件数

③くみ取り便所からの改造

補助金 10,000 円 + 奨励金 40,000 円 = 50,000 円（1 年以内の場合）

補助金 10,000 円（1 年超～3 年以内）

【補助金及び奨励金を受ける資格】

- ①公共下水道をご使用できるようになった日（供用開始の日）から 1 年以内（令和 7 年 8 月 14 日まで）に水洗化工事が完了と市の検査に合格すること。
- ②下水道受益者負担金及び市税を完納していること。
- ③令和元年度以降の供用開始区域であること。



藤井寺市 都市整備部 下水道課

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号

電話番号 072-939-1111 (代表)